

下諏訪町都市公園移動販売車設置運用規定

1. 目的

下諏訪町内の都市公園の更なる魅力及び賑わいある空間を創出し、公園利用者の利便の向上を図ることを目的とする。

2. 事業概要

(1) 求める移動販売車のコンセプト

- ・子どもから高齢者まで様々な公園利用者にとって魅力的なサービスの提供及び運営
- ・既存売店や近隣商店との共存を可能とするサービス
- ・公園環境や周辺への景観に調和するもの

(2) 実施場所

○赤砂崎公園 ○みずべ公園 ○八幡坂高札ひろば ○あすなる公園

○四ツ角湯けむりひろば ○駅前広場

以上 6 施設にて

※各公園内における出店位置は別紙のとおり。

(3) 対象施設

- ・都市公園法第 2 条第 2 項第 7 号(便益施設)に定める飲食店または売店としての移動販売車。

(4) 販売品目

- ・酒類を除く飲食物(自動車関係の営業(調理営業・販売業)で保健所より許可を得ているもの)。
- ・祭事、イベント等の特別な事由の際には、町との事前協議の上、上記以外の品目について条件付きで許可することができる。
- ・公序良俗に反するものまたはその恐れのあるもの、及び町が不相当と判断したものは販売できない。

(5) 営業可能期間及び営業可能時間

実施場所	営業可能期間	営業可能時間	備考
赤砂崎公園	通 年 (4月1日から 3月31日まで)	午前9時から午後9時まで (入場から退出を含む)	
みずべ公園			
八幡坂高札ひろば		午前9時から午後8時まで (入場から退出を含む)	
あすなる公園			
四ツ角湯けむりひろば			
駅前広場			

- ・上記の営業可能期間、営業可能時間以外であっても祭事、イベント等の特別な事由の際などには町が許可した場合に限り、出店することができる。

- ・許可されている場合であっても、祭事、イベントや年末年始など、やむを得ない事情により出店が不可能または営業可能時間に変更となる場合がある。

(6) 出店スケジュール・出店申し込み

	(出店期間)	(申込期間)	※詳細は別途周知
第1四半期	4月－6月	通年	
第2四半期	7月－9月		
第3四半期	10月－12月		
第4四半期	翌1月－3月		

- ・ 申込期間については、ホームページや報道等により周知を図ることとする。
- ・ 出店日については、期限内の申し込みのあった事業者の希望日時にて調整を図ることとする。
- ・ 同じ施設で複数事業者が重複した場合は、事業者相互での協議の上、出店日の調整を行うこととする。
- ・ 申し込みにあたっては、別紙「申込票」を記入の上、担当課への申し込みを行うこととする。
なお、申込書の提出にあたっては、本規定の資格要件や許可条件等を遵守すること。

(7) 出店可能台数及び出店に際しての料金

実施場所	出店可能台数	出店に際しての料金 (1台あたりの1日の料金)	備考
赤砂崎公園（左岸）	1台	約110円/日	
みずべ公園	2台	約160円/日	大型車両不可
八幡坂高札ひろば	2台	約110円/日	大型車両不可
あすなる公園	1台	約120円/日	大型車両不可
四ツ角湯けむりひろば	1台	約160円/日	大型車両不可
駅前広場	1台	約100円/日	大型車両不可

- ・ 各公園内における出店位置は別紙「出店位置図」のとおり
- ・ 出店に際しての料金については、下諏訪町都市公園条例第14条に基づき、固定資産評価額を元に算出した額とする。固定資産評価額の変動により、料金が增加する場合がある。
- ・ 1台当りの設置面積は25㎡（駐車場2区画相当）とする。
- ・ みずべ公園、八幡坂高札ひろば、あすなる公園、四ツ角湯けむりひろば、駅前広場にあたっては、公園の規格上、大型サイズの車両（車重1.5トン以上、全長6.0m超え相当）の利用が困難なため、許可しない。

(8) 料金の支払い

- ・ 利用料の算出にあたっては、出店者から報告される「利用実績報告書」により精算する。
- ・ 出店者は「利用実績報告書」により、期間内の利用実績を翌月15日までに町へ報告すること。（15日が土日祝日の場合はその前日まで報告すること）
- ・ 上記(7)に記載のある出店に際しての料金については、原則、四半期毎支払うこととし、各出店期間が終了した翌月に事業者それぞれへ請求する。

3. 出店者の資格要件

出店できる者は、次に掲げる事項を全て満たす個人または法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。
- (2) 下諏訪町暴力団排除条例（平成 24 年町条例第 19 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員またはそれらに密接な関係を有しない者。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (4) 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有する者。及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業・販売業）等、営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者。
- (5) 生産物賠償責任保険（P L 保険）等に参加している者。
- (6) その他出店に必要な許可や資格を有する者。
- (7) 移動販売車は、出店者が所有権を持っているものに限り、レンタル車での出店はできない。ただし、リース車で出店する場合は、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能である（使用者及び名義が、法人と法人に雇用されている個人の関係の場合は同一とみなす）。
- (8) その他町が適当と判断する者。

4. 許可条件等

- (1) 許可方法：都市公園法第 5 条第 2 項第 2 号に基づく公園施設の設置許可。
- (2) 許可対象：1 公園につき 1 事業者（または 1 団体）1 台までとする。（団体等で複数車両を有する場合、出店車両の変更を可とするが、出店車両の営業許可証等は事前に町へ提出すること。また販売品目においても変更する場合は、事前に町へ申請すること）
- (3) 出店上の条件について
 - ア 園内の指定された場所以外に出店車両を設置しないこと。
 - イ 出店車両を退出または撤去するときは店舗設置箇所を原状に回復すること。
 - ウ 出店車両の意匠や販売員の服装が、公園の景観と著しく不調和でないこと。
 - エ 近接店舗及び他出店者がいる場合は、共存を可能とする運営を行うこと。
 - オ 営業に必要な電気、水等は、出店者が自ら用意すること。
 - カ 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。
 - キ 必ずごみ箱を車両の直近の見やすい場所に設置し、排出されたごみは出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
 - ク 出店により生じた排水は、公園内の設備等に流さず出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
 - ケ 出店車両周辺を適宜清掃し、公園の美化に努めること。
 - コ 公園利用者及び近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音、振動、臭い、衛生管理等に十分配慮すること。
 - サ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を町に報告すること。
 - シ 出店により町または第三者が保有する建物および設備等に損害を与えたときは、すべて自己の責任及び負担において、現状復旧もしくはその損害を賠償すること。

- ス その他関連法令を遵守すること。
- セ 客席については原則、公園施設のベンチ等を利用することとするが、各自で用意する備品を使って客席を用意することも認める。
ただし、公園利用者及び近隣住民等の迷惑とならないよう最小限に努めること。
- ソ 政治的活動や宗教活動を目的とした設置は認めない。
- タ やむを得ない事情等により営業が不可能になった場合の営業損失など、いかなる場合であっても、町はその損失を補償しない。

(4) アンケートへの協力について

町から依頼があった場合は次の事項に協力すること。

- ア 町が用意したアンケート用紙及び回収箱により、購入者へのアンケート実施及び回収を行い、町へアンケートを提出すること。
- イ 売上や課題等に関するアンケート調査に回答すること。

(5) その他

- ア 申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合は、町は、出店許可を停止または取り消すことができる。この場合において、出店者に損害が生じたときも、町はその損失を補償しない。
- イ 社会情勢によりやむを得ない場合、町は出店許可を停止または取り消すことができる。この場合において、出店者に損害が生じたときも、町はその損失を補償しない。
- ウ 出店可能台数に満たない公園は、随時募集を継続する。
- エ ここに定めのないものについては、町と協議を行うこと。

5. 問い合わせ先

下諏訪町 建設水道課 都市整備係

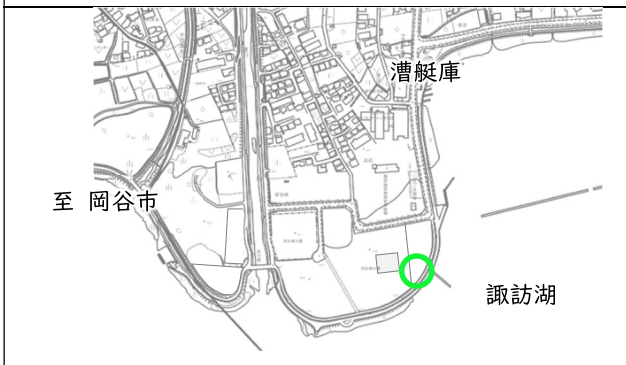
〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613 番地 8

電話：0266-27-1111（内線 244・245） FAX：0266-28-1070

E-mail：tokei@town.shimosuwa.lg.jp

〔 移動販売車募集 出店位置図 〕

○赤砂崎公園（左岸）



○みずべ公園



○あすなろ公園



○八幡坂高札ひろば



[移動販売車募集 出店位置図]

○四ツ角湯けむりひろば



○駅前広場

